

## 多古町障害者活躍推進計画

機関名	多古町（教育委員会）
任命権者	多古町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
多古町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	多古町教育委員会は、令和元年6月1日現在で職員総数19名の小規模な機関であり、多古町より職員が出向している。 これまで大きな問題は生じたことはないが、障害のある職員の更なる活躍推進のため、障害者雇用の理解を深める取組みが必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	障害者雇用について理解を図る。
2. 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○職員は多古町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用については現在行っていないことから、障害者雇用推進者は、町長部局と同一の総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課庶務係が担当する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者に過度の負担を強いることなく遂行できる職務又は業務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（1）職務環境	○相談窓口への相談の他、人事評価面談等により、障害者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、それらを踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たり、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
（2）募集・採用	○選考採用に当たり、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を検討し、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。